

中国・ソフトウェア製品管理規則
© Osamu AOKI
本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

ソフトウェア製品管理規則

第一章 総則

- 第一条 ソフトウェア製品の管理を強化し、我が国のソフトウェア産業の発展を促すために、国家関連法律法規と国務院「ソフトウェア産業と集積回路産業の発展を奨励するための若干の政策」(以下、「産業政策」と称する)に基づいて、本規則を制定する。
- 第二条 中華人民共和国の国内のソフトウェア製品(国産ソフトウェアと輸入ソフトウェアを含む)についての営業と管理の活動に対して本規則が適用される。部門あるいは個人が自己で開発し自己で使用するソフトウェア、及び他人に委託して開発した自己専用のソフトウェアには本規則は適用されない。
- 第三条 本規則におけるソフトウェア製品とは、ユーザに対して提供されるコンピュータソフトウェア、情報システムあるいは設備にインストールされたソフトウェア、あるいは、コンピュータ情報システムでアプリケーションサービス等の技術サービスの際に提供されるコンピュータソフトウェアを指すものとする。本規則における国産ソフトウェアとは、我が国の国内で開発・生産されたソフトウェア製品を指すものとする。本規則における輸入ソフトウェアとは、我が国の国外で開発され、各種形式で我が国で生産・営業されるソフトウェア製品を指すものとする。
- 第四条 ソフトウェア製品の開発、生産、販売、輸出入等の活動は、我が国における関連の法律、法規、標準規格を遵守しなければならない。いかなる部門及び個人も、以下の内容を含むソフトウェアを開発、生産、販売、輸出入してはならない。
- (一) 他人の知的財産権を侵害すること。
 - (二) コンピュータウィルスを含めること。
 - (三) コンピュータシステムの安全に危害を及ぼす可能性のあること。
 - (四) 国家の規定で伝播することが禁止されている内容を含めること。
 - (五) 我が国のソフトウェア標準規格に符合しないこと。
- 第五条 情報産業部は、全国のソフトウェア製品の管理について責任を負い、その主要な職責は、次のとおりである。
- (一) ソフトウェア製品の検査のための標準と規格の制定及び交付。
 - (二) 各省、自治区、直轄市に対して登録された国産ソフトウェア製品の記録。
 - (三) 全国各地のソフトウェア製品の管理業務の指導、監督、及び検査。
 - (四) 我が国のソフトウェア製品の標準規格とソフトウェア製品の検査標準及び規格に符合するか否かを検査する権限をソフトウェア製品検査機構へ与えること。
 - (五) 全国で統一されたソフトウェア製品登録番号体系の制定、及びソフトウェア製品登録証書の製作。
 - (六) ソフトウェア製品登録通告の公布。
- 第六条 各省、自治区、直轄市の情報産業主管部門は、その行政区域内のソフトウェア製品の管

中国・ソフトウェア製品管理規則

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません。

理業務、その行政区域内の国産ソフトウェア登録の審査及び承認について責任を負う。

第二章 ソフトウェア製品の登録及び記録

第七条 ソフトウェア製品については、登録と記録の制度が実施される。ソフトウェア製品の登録及び記録をしていない、あるいは登録が抹消されたソフトウェア製品については、我が国国内で営業又は販売をすることができない。本規則の規定に符合し、かつ登録及び記録をされた国産ソフトウェア製品は、「産業政策」の規定に関連する奨励政策をすべて享受することができる。

第八条 国産ソフトウェア製品の登録及び記録は、そのソフトウェア製品の開発・生産部門が申請しなければならない。下記の資料を提出しなければならない。

- (一) ソフトウェア製品登録申請表
- (二) 企業法人の営業許可証の副本とコピー
- (三) 登録申請に係るソフトウェア製品のサンプル
- (四) 我が国国内での開発及び申請部門が合法的に有する知的財産権の有効な証明
- (五) 情報産業部が権限を与えたソフトウェア検査機構が発行した検査証明資料
- (六) その他の必要な発行された資料

第九条 各省、自治区、直轄市のソフトウェア製品登録機構は、登録申請に係る国産ソフトウェア製品のサンプル及びその申請書類について審査をする。審査に合格したソフトウェア製品は、省、自治区、直轄市の情報産業所管部門の承認によって、国産ソフトウェア製品登録番号とソフトウェア製品登録証書を発行され、さらに、同級税務部門及び情報産業部電子情報製品管理局に報告され記録される。

第十条 輸入ソフトウェア製品(輸入ソフトウェア現地化製品を含む)の登録申請は、中国ソフトウェア業者協会が一括して受理し、情報産業部の審査承認後に、ソフトウェア製品登録番号及びソフトウェア製品登録証書が発行される。輸入ソフトウェアのうち、我が国国内で現地化の開発・生産された製品については、我が国国内で開発した部分は、著作権者および原開発部門が我が国国内で開発したことの証明資料を提出し国産ソフトウェア製品登録の記録のために必要な資料を提出することで情報産業部に報告され、審査承認後に、「産業政策」の規定に関連する奨励政策を享受することができる。

第十一条 輸入ソフトウェア製品の登録・記録については、輸入に関し責任を負う部門が以下の資料を提出する。

- (一) ソフトウェア登録申請表
- (二) 申請する部門の営業許可証の副本とコピー
- (三) ソフトウェア製品サンプル
- (四) そのソフトウェアの著作権者が中国での営業の権限を与えたことの証明資料
- (五) 情報産業部が権限を与えたソフトウェア検査機構が発行した検査結果、又は情報産業部が許可したその他の検査資料

中国・ソフトウェア製品管理規則

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いません。

(六) ソフトウェア製品が国家ソフトウェア輸入の政策及び規定に符合することの証明など、その他の必要な発行された資料

第十二条 ソフトウェア製品登録証書の取得及び情報産業部の通告の後、ソフトウェア製品の登録・記録の効力が生じる。ソフトウェア製品の登録の有効期限は5年とし、有効期限満了後は継続の申請を行うことができる。

第三章 ソフトウェア製品の生産

第十三条 我が国国内で製作・生産されたソフトウェア製品は、我が国の関連する法律の規定、我が国の技術標準規格、及び本規則の規定を遵守しなければならない。

第十四条 ソフトウェア製品の生産部門は、以下の条件を具備しなければならない。

- (一) 企業法人の資格を有し、かつ営業範囲の中にコンピュータソフトウェア業務(ソフトウェアの技術開発あるいはソフトウェア製品の製作を含む)を含むこと。
- (二) ソフトウェアの生産についての環境及び技術力を有すること。
- (三) 固定の生産場所を有すること。
- (四) ソフトウェア製品の品質を保証する手段及び能力を有すること。

第十五条 ソフトウェア製品生産部門で生産されたソフトウェア製品は、その部門が著作権を共有するソフトウェアか、著作権者もしくはその他の権利者から生産の許可を受けたソフトウェアでなければならない。

第十六条 ソフトウェア生産部門は、生産に係るソフトウェアに対して内容を検査する責任を負わなければならない。

第十七条 ソフトウェア製品の開発・生産は、国家の法律、上記に符合していなければならない、国家の関連する技術・安全標準に符合しなければならない。

第十八条 ユーザに提供するソフトウェア製品は、その包装の外側に、ソフトウェアの名称、バージョンナンバー、ソフトウェア著作権者、ソフトウェア製品登録番号、ソフトウェア生産部門(あるいは輸入部門)、部門の住所、及び生産日の日付を明示しなければならない。

第十九条 ユーザに提供するソフトウェア製品(輸入あるいは国内で生産・製作された外国のソフトウェア製品を含む)は、中国語の説明書、使用説明書等の説明書類を完備しなければならない、かつ、製品上あるいは説明文書中において、又は書面形式のその他書類において、提供する技術サービスの部門、内容及び方式を明記しなければならない。

第二十条 ソフトウェア製品メディア(例えばCD-ROM、Disk-on-Chip等)の生産部門を含むソフトウェア製品生産部門は、登録と記録をしていないソフトウェア製品を生産することはできない。

第二十一条 いかなる部門及び個人も、本規則第四条に列挙するソフトウェア製品を製作及び生産してはならない。また、海賊版ソフトウェアを生産すること、保護技術回避ソフトウェアを開発、生産してはならない。

中国・ソフトウェア製品管理規則
© Osamu AOKI
本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

第四章 ソフトウェア製品の販売

第二十二条 ソフトウェア製品の開発者と生産者は、直接営業してそのソフトウェア製品を販売することができる。

第二十三条 代理方式でソフトウェア製品を販売する場合、代理側(ソフトウェア製品販売部門)と被代理側(ソフトウェア製品開発者又は生産者)との間において、及び総代理と復代理との間においては、書面での代理契約を締結しなければならない。代理契約では、代理権限、区域、期限、技術サービス、及び情報産業部の規定するその他の必須内容を明確に規定しなければならない。代理商は、その営業場所の目立つ位置に代理資格証書を掲げなければならない。証書には、代理権限、代理期限、区域、代理級別などの内容を含まなければならない。かつ対外的な宣伝・広告においては上述の内容を実際のとおり表現しなければならない。

第二十四条 許可証に基づく貿易形式でソフトウェア製品につき営業をする場合、ソフトウェア製品営業部門は、生産部門と書面での許可契約を締結しなければならない。ソフトウェア営業部門は、ソフトウェア製品の販売時、ユーザが許可証を読み検討することを告知し、さらに、ユーザが読んだ後、同意するか否かの表示を要求しなければならない。

第二十五条 ソフトウェア製品の営業部門が販売するソフトウェア製品は、本規則第二十一条の規定に符合しなければならない。さらに、書面あるいは保存書類の形式でユーザに、提供する技術サービスの部門、サービス内容、サービス方式、及び費用を告知しなければならない。提供するサービスの部門が他に明記されていない場合、関連のある技術サービスは、そのソフトウェア販売部門が提供するものとみなす。必須額以外の超過サービス料及びサービス料の額が明記されていない場合、関連する技術サービスの費用はソフトウェア製品の価格内に含まれるものとみなす。

第二十六条 いかなる部門及び個人も、登録及び記録されていないソフトウェア製品を販売してはならず、本規則第四条に列挙された内容を含むソフトウェア製品を販売してはならず、海賊版ソフトウェア製品及び保護技術回避ソフトウェア製品を販売又は無償提供してはならない。

第二十七条 ソフトウェア製品のテスト版は、その旨を明確に表示し無償で提供しなければならない。営利で販売してはならない。

第五章 監督管理

第二十八条 情報産業部は、国家の関連部門と共同で、全国のソフトウェア製品の開発、生産、営業、輸出入等の活動について監督・検査する。各級の情報産業主管部門は、各地の関連主管部門と共同で、その行政区域内のソフトウェア製品の開発、生産、営業、輸出入等の活動について監督・検査する。

第二十九条 本規則第四条に列挙された内容を含む登録ソフトウェアを発見した場合、あるいは、

中国・ソフトウェア製品管理規則

© Osamu AOKI

本文書に基づき被ったいかなる損害も賠償責任を負いませんー

虚偽の内容の登録及び記録の資料により騙してソフトウェア製品を登録した場合、ソフトウェア登録管理部門は、このソフトウェアの登録番号及び登録証書を取り消さなければならない。既に享受している税収優遇等は、取り戻さなければならない。省、自治区、管轄市の情報産業主管部門は、警告をし公布する。そのソフトウェアが我が国の技術標準、規格及び本規則の規定に符合しない、あるいは使用要求を満足しないこと及び製品に表記した規格あるいは承認した機能に一致しないことを証明する証拠が存在する生産部門に対して、省、自治区、直轄市の情報産業主管部門は、関連部門と共同で、法に基づき処罰を与える。

第三十条 いかなる部門も、本規則第四条、第七条、第二十条、第二十一条、第二十六条、第二十七条の規定に違反する場合、省、自治区、直轄市の情報産業主管部門によって警告され公布される。前項の規定の行為が同時に国家のその他の法律、法規に触れる場合、関連部門が法に基づき処罰を与える。

第六章 附則

第三十一条 本規則は、情報産業部が説明する責任を負う。

第三十二条 本規則は、公布の日から施行される。元の電子工業部が1998年3月4日に公布した「ソフトウェア製品管理暫時規則」は同時に廃止する。